

平安時代初期の大規模宅地造成について

網 伸也

1. はじめに

都城は天皇の居住地であるとともに、宮室の周囲に広がる都市的空間である。岸俊男氏は飛鳥地方に方格地割の存在を認め、史料に散見する「京」の検討から、京の成立については7世紀後半の天武朝から存在した可能性を指摘している。⁽¹⁾また、狩野久氏は「日本の古代国家は大宝律令の制定に集約される律令国家の完成をもってその確立とみる」とし、都城の形成と古代国家の成立は相即的関係にあると考え、藤原京の造営こそ条坊制地割を整えた本格的都城の形成として位置づけている。⁽²⁾そして、古代都城は平城京の造営によって一応の完成をみるが、以後長岡京・平安京と律令国家の成熟段階に対応して都城は発展爛熟し、「都市」へと展開していったといえる。このような見地から、京城の構造の解明は律令国家の発展段階を明らかにするうえで重要な観点となる。

平城京の宅地利用については近年京域の発掘調査事例が増え、建物配置や条坊計画線との関係などの検討が進められており、その実態が明らかになりつつある。⁽³⁾また、長岡京を中心とした山中章氏の一連の研究は、条坊制の構造と歴史的変遷を明確に示しており、平安京研究を進めるうえで非常に示唆に富むものである。⁽⁴⁾とくに、長岡京は宮城南面街区と宮城東西面街区が特殊な空間として形成され、そこに一町利用を基本とする官衙町や京内離宮が造営されたとする。そして、『拾芥抄』所載の平安京左京図に認められる諸司厨町や冷然院・高陽院などの京内離宮は、長岡京の一町利用を基本とする官衙町や京内離宮が平安京に継承された結果として捉えている。山中氏の研究は非常に論理的で判りやすく大局的には私も指示するものであるが、12世紀に成立したと推定されている『拾芥抄』左京図の様相をそのまま平安京造営段階まで投影させるには、まだ考古学的な実証が必要となろう。

私は、地下鉄東西線建設に伴う史跡旧二条離宮内の発掘調査を担当し、木工町推定地である左京三条二坊二町あるいは隣町の七町の調査を行った。その結果、木工寮あるいは造営官司の関係だけでは理解できない調査結果を得ている。ここでは、それらの調査成果の一部を明らかにし、さらには平安時代初頭の宅地の実態を考察することによって平安京造営段階の特殊性を提示してみたい。

2. 地下鉄東西線二条城史跡地内の発掘調査

地下鉄東西線建設に伴う史跡旧二条離宮内の発掘調査は、平成2年度から継続して行ってきた。神泉苑を中心とする左京三条地域を東西に細長いトレンチで横断する調査で、狭い調査面積ながら

ら古代から中世・近世まで遺構密度は非常に高いものであった。平安京関係で特に重要な調査成果としては、神泉苑地区（左京三条一坊十・十五町）で苑池の北岸部分を検出するとともに、壬生大路東築地と大宮大路西築地を検出したことで、南北4町、東西2町を占めた神泉苑の東西限を確定することができた。また、大宮大路東築地推定ラインから東は1mほどの段差で高まり、神泉苑東方地区（左京三条二坊二・七町）が神泉苑地区より微高地になっていた。一段下がった神泉苑地区は縄文時代から沼沢地であったことが確認でき、自然地形を利用して神泉苑の苑池が形成されたと考えられる。⁽⁵⁾

神泉苑東方地区では平安時代の遺構は少なく、宅地利用の具体的な実態は把握できないが、左京三条二坊七町では東西5間・南北2間の東西棟掘立柱建物（建物A）を、また左京三条二坊二町では東西2間・南北3間以上の南北棟掘立柱建物（建物B）を検出した。柱掘方は隅丸方形を呈し、建物Aで最大長辺1.6m、建物Bで最大長辺1.3m、柱径はともに0.4mの大型掘立柱建物で

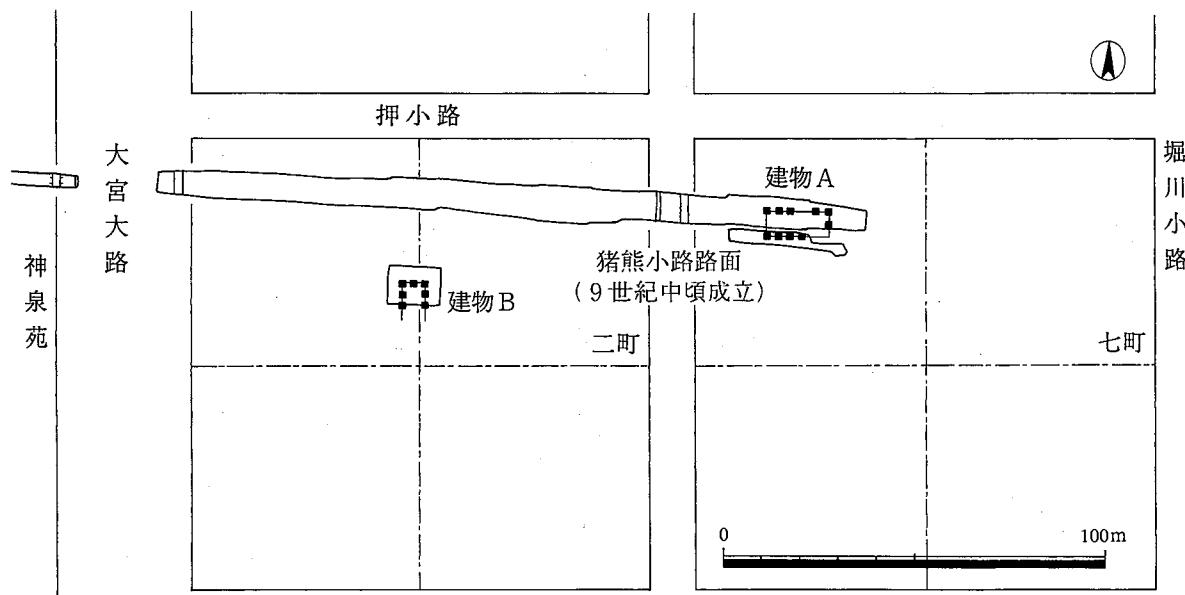


図1 神泉苑東方地区大型建物

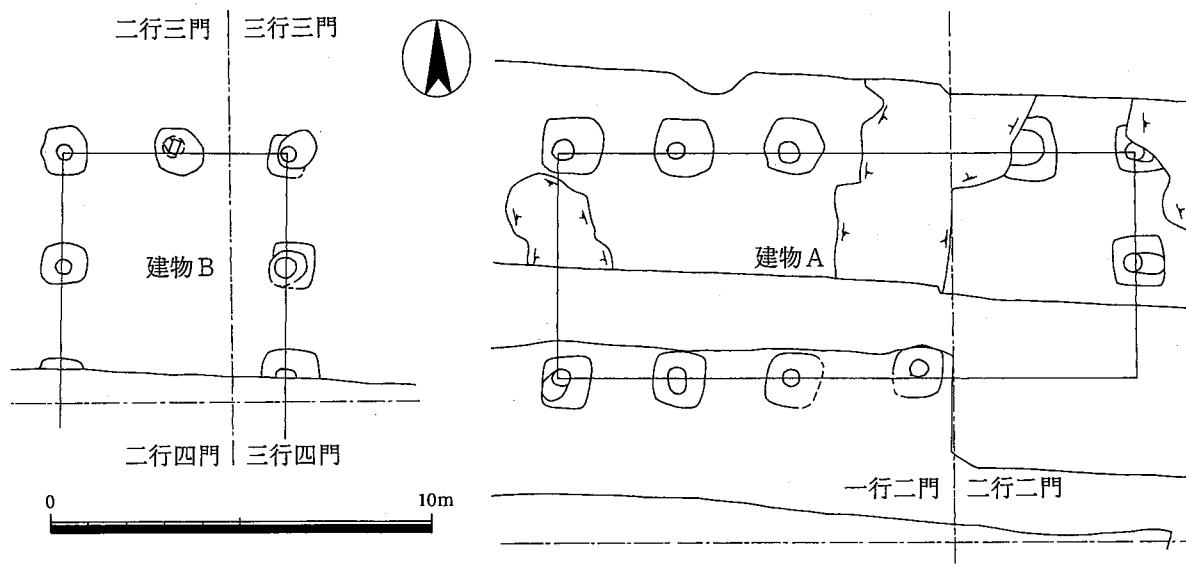


図2 建物Aおよび建物B平面図

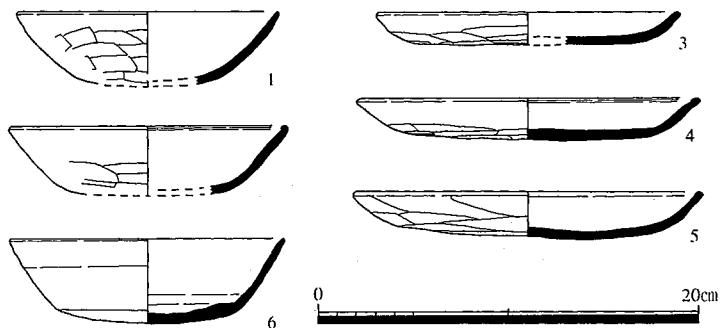


図3 建物A柱抜き取り穴出土土器（1～5：土師器、6：須恵器）

期新段階でも古い型式のものであり、弘仁年間（810～823年）頃と推定できる⁽⁶⁾。また、建物Bの柱跡を覆う落ち込みから平安京II期古段階の土器群が出土したことから、これらの建物はともに平安京造営段階で建てられ9世紀でもかなり早い段階で廃絶したと推定できる。

これらの建物群の性格を知るうえで重要な問題は、猪熊小路の成立時期である。今回の調査では二町と七町を区切る猪熊小路路面も検出しているが、最下層では湿地状遺構となっており、路面を形成するための地業から出土する土器群の型式は平安京II期古段階である。路面下層からは平安時代前期の軒瓦も多く出土しており、平安京の造営段階では路面が形成された痕跡はまったく認められない。また、二町と七町で検出した建物は次章で検討するように京内としては非常に大規模な建物であり、宅地の中心的建物であった可能性が高い。とくに、建物Aは猪熊小路の東築地推定線から東へ19.5m（6.5丈）で西妻をそろえており、1町宅地における中心的建物としてはやや西により過ぎている。部分的な発掘調査であり当該地域でのこれから発掘調査成果で総合的に判断しなければならないが、大型建物の類似性や猪熊小路路面の所見から、平安京造営段階では少なくとも東西2町を占めた宅地であった可能性も指摘できる。

次に出土遺物の様相に着目してみたい。今回の調査では神泉苑地区はもとより、神泉苑東方地区でそれ以上に平安時代前期の瓦が多く出土している。明確な平安時代の遺構から出土したものでなく後世の遺構からの出土がほとんどであるが、前述したように神泉苑東方地区は神泉苑地区より大宮大路をはさんで一段高くなっている、自然条件だけでなく人為的にも神泉苑地区からの移動は考えにくい。神泉苑東方地区で平安時代前期の瓦が多量に出土する背景に、当該地域の特殊な宅地利用が想定できる。

また、大宮大路の東西では出土瓦に際だった差異が見られる。神泉苑地区では搬入瓦はほとんど見られず、緑釉瓦を含む洛北瓦窯群（西賀茂瓦窯・栗栖野瓦窯）の製品が持ち込まれる。これに対し、左京三条二坊二町では神泉苑で見られる瓦群のほかに多くの搬入瓦が見られる。さらに、岸部瓦窯で焼成されたと考えられる緑釉瓦も出土している。以前にも岸部瓦窯産の緑釉軒丸瓦が採集されていたが、今回も明らかに岸部瓦窯で焼成されたと考えられる緑釉軒平瓦が1点ではあるが出土した。左京三条二坊七町では調査区が西端のわずかな部分でしかなく、出土瓦も少なく全体の傾向を捉えることは難しいが、二町域では町を東西に横断するかたちで調査しており、今回の出土瓦の傾向を二町域全体の傾向として捉えることは可能であろう。

ある。庇の有無は調査区が狭いため明らかでないが、柱間は両建物とも桁梁間が10尺等間であった。建物Aの解体に伴う柱抜取穴からは、体部外面をヘラケズリした土師器杯や皿がまとまって出土している。これらの土器群は、平安京の土器編年でI

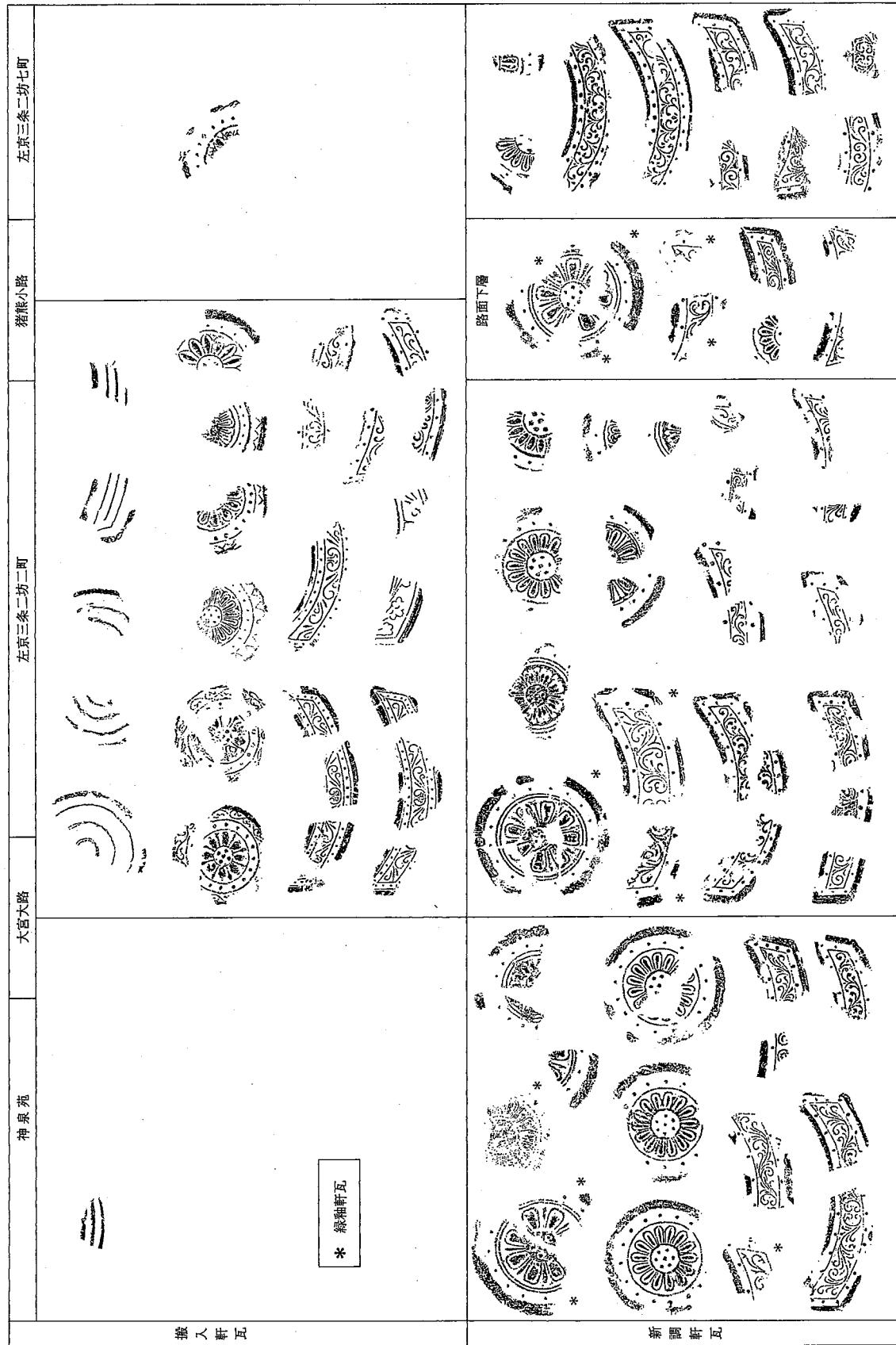


図4 神泉苑および東方地区出土軒瓦拓影（小破片は除く）

『日本紀略』によれば延暦19年にはじめて神泉苑行幸の記載が見られ、出土瓦の様相から判断すると神泉苑は平安遷都後に時間を置いて造営されたことが考えられる。しかし、左京三条二坊二町の宅地では搬入瓦の多さや岸部瓦窯産軒瓦の出土から平安遷都直後に造営された可能性が高く、猪熊小路下層から緑釉瓦を含む平安時代前期の軒瓦が多く出土していることを考慮にいれれば、瓦の出土状況からも東西二町を占める宅地利用が充分想定できる。

搬入瓦には平安宮内裏などと様相が同じく難波宮式重圈文系軒瓦や長岡宮式軒瓦が認められるが、平城宮式軒瓦の中で特に6091A型式軒丸瓦と6691A型式軒平瓦が点数として最も多く出土していることは注目に値する。6091A型式軒丸瓦はいわゆる大安寺式で、平城宮第II-2期に大安寺創建瓦として採用されている。その後、寺院造営が一段落した段階で京内に供給されたらしく、平城京左京三条一坊十四坪で6691B型式軒平瓦との組合せが確認されているという。その時期は平城宮第III-2期で天平勝宝年間に比定されている⁽⁸⁾。また、6691A型式軒平瓦は恭仁宮遷都前後に供給された軒平瓦であるが、いわゆる曲線顎IIの形態で凸面顎寄りに横方向の縄叩きが認められる軒平瓦は天平宝字年間まで下がる可能性が指摘されている⁽⁹⁾。宮内からの出土が非常に少ない大安寺式軒丸瓦と6691型式軒平瓦のセット関係は、平安京内においても非常に特異である。ちなみに、平城京左京三条一坊十四坪では苑池を伴う建物群が検出されている。建物には庇をともなう大型建物や倉庫があり、遺物も施釉瓦片・硯・フイゴ羽口・漆製品片など宮内同様の遺物が出土している。苑池が十三坪まで及ぶ可能性があることから、少なくとも南北二町を占めた上級貴族の邸宅跡と考えられている⁽¹⁰⁾。左京三条一坊十四坪は平安京では神泉苑内であるが、神泉苑東方地区での大安寺式軒丸瓦と6691型式軒平瓦のセット関係は、当該地域の宅地利用を考えるうえで等閑視できない。

なお、山中章氏は神泉苑東方地区の宅地利用について出土瓦の傾向を分析し、神泉苑内である左京三条一坊十五町と三条二坊七町が「搬入瓦が全くなく、平安宮式のみで構成されるタイプ」（豊楽院型）とし、左京三条二坊二町を「搬入瓦が大半を占め、平安宮式（西賀茂）が残りを占めるタイプ」（内裏型）と結論づけている。そして、『拾芥抄』では左京三条二坊八町が木工寮の所在地であり、一・二町が木工町に比定されていることから、造宮関係の官衙を二町に想定し平安京造営当初から木工町が当該地に所在した可能性を指摘している⁽¹¹⁾。長岡京では出土木簡の検討から左京三条二坊一町に嶋院（嶋院造営専当官司）または造長岡宮使関係施設、八町に太政官厨家、九町に造長岡宮使または山桃院（山桃院造営専当官司）が推定されており、これが平安京での当該地区での造営官衙推定の根拠となっている。左京三条一坊十五町と左京三条二坊二町における出土瓦の傾向は今回の調査成果に照らし合せれば妥当といえるが、七町に関しては検討資料が不足しており再検討の余地があろう。

当該地域が宮城南面街区として重視されていたことは間違いない、平安京でも諸官衙や離宮が営まれている。しかし、出土瓦の状況だけで平安京遷都時に神泉苑東方地区に造営官衙が営まれたと判断するには、考古学的根拠が充分とはいえない。もちろん、当該地域における造営官衙の所在を全く否定するものではない。『拾芥抄』では木工町の所在地が「二条南大宮東 三条坊門

北二町」となっており、『続日本後紀』承和9年（842）7月条では「災于左京工町、燔廬舍廿烟」と木工町の火災記事が認められることから、このころまでには木工町が成立していたことは間違いない。造営官衙が木工町に先行して周辺に営まれたことは充分考えられることである。⁽¹³⁾しかし、ここではあらゆる可能性を検討するために、あえて造営官衙にこだわらず大規模宅地として捉えてみる。そして、次章では神泉苑東方地区で検出した大型建物を他の都城で検出された掘立柱建物と比較し、平安京内の大規模宅地として検討を加えてみたい。

3. 都城遺跡の宅地の様相

神泉苑東方地区の掘立柱建物を、宅地全体における建物配置の観点から分析するには、データが不足しており検討できない。しかし、当該地区の性格を明らかにするためには少ないデータながら検出した掘立柱建物の属性を分析して比較検討することも、ある程度有効と考える。その一つの方法として、都城遺跡で検出された掘立柱建物の柱穴の柱径と掘形の長辺の長さ及び柱間の相関関係を比較してみたい。⁽¹⁴⁾なお、提示した建物の括弧内の柱間数は、身舎の東西柱間数×南北柱間数を示しており、掘形・柱径も身舎部分におけるデータである。庇部分については、庇出のデータだけを提示した。

（1）平城京の大規模宅地

平城京では、東院南方遺跡および左京三条二坊域で大型建物が多数検出されている。また、藤原仲麻呂の田村第に推定されている左京四条二坊十五坪や、親王級の邸宅と考えられる左京一条三坊十五・十六坪、あるいは称徳天皇御山荘跡の伝承をもつ右京一条北辺四坊六坪でも大型掘立柱建物が検出されている。以下、調査報告に基づきながら平城京宅地について概観してみる。

<左京一条三坊十五・十六町>

左京一条三坊十五・十六町は、5世紀代の大王級の墓であるウワナベ古墳の南外堤によって十六坪が北2／3を失っていることから、南北2町を占める宅地として利用されている。奈良時代の遺構は大きく2時期に分れるが、720年頃に比定されているⅡ期の建物には平城宮と同じように瓦が葺かれ緑釉水波文瓢が使用されていた。宅地構造としては北方に建物群をおき、南方には古墳の周濠を利用して苑池をつくっている。親王級の住宅が存在したと推定されており、奈良時代初頭に造営された長屋王の佐保宅（宮）とも考えられている。⁽¹⁵⁾

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 南庇出 | 北庇出 |
|-----------------|------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| S B470(5間×2間) | 1m前後 | 0.3m(1尺) | 2.7m(9尺) | 2.5m(8.5尺) | 2.4m(8尺) | 3.3m(11尺) |
| S B480(4間以上×2間) | 1m前後 | 0.3m前後(1尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) |
| S B490(4間以上×2間) | 0.6m | 0.25m | 2.35m(8尺) | | | |
| S B3039(2間×6間) | 1.2m | 0.36m | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | | |
| S B510(3間×2間) | 1.4m | 0.3m | 3.0m(10尺) | 2.4m(8尺) | | |

<東院南方遺跡>

左京二条二坊三・四・五・六坪の4町は、平城宮東院のすぐ南側に隣接しており、南を二条大

路に面する京内でも重要な地域である。とくに、五坪の東南辺では桁行20間以上、梁間4間の大規模掘立柱建物が検出されており、二条大路路面上で検出された東西大溝の木簡群から天平8年(736年)段階で兵部卿にあった藤原麻呂の邸宅の可能性も指摘されている⁽¹⁶⁾。また、五坪北辺の調査では小規模調査ながら大型建物が検出されており、柱掘形や柱径のデータが提示されているのでそれらを以下に示しておこう⁽¹⁷⁾。

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 |
|--------------------|--------|-------|-----------|
| S B5600(2間以上×2間以上) | 1.5m前後 | 0.3m | 3.0m(10尺) |
| S B5590(1間以上×3間) | 0.7m前後 | 0.24m | 2.1m(7尺) |

なお、東院南方遺跡の東の左京二条二坊十二坪では、1坪を占める敷地の中央やや北寄りに礎石建物の正殿をおき回廊状遺構で囲む公的な空間利用がなされており、宮外官衙か離宮が存在したと考えられている⁽¹⁸⁾。東院南方遺跡の周辺が京内において特殊な空間であったことを示している。

<左京三条二坊一・二・七・八坪>

この地には4町を占める広大な宅地が造営されているが、宅地内東端の南北溝から出土した多量の木簡から、神亀6年(729)に謀反の疑で自刃した長屋王の邸宅であることが判明した。宅地内は掘立柱塀で3つ区画を設けて内郭を形成し、それぞれの区画に大規模建物を整然と配している。これらの建物規模は京内でも別格であり、内裏などに匹敵する規模を持つ。柱掘形および柱の具体的な大きさは明らかにされていないが、中央内郭S B4480は断面図から読み取って柱径が0.4mはあつたと考えられる。おそらく正殿クラスの建物は同規模以上の柱を使用していたことであろう⁽¹⁹⁾。

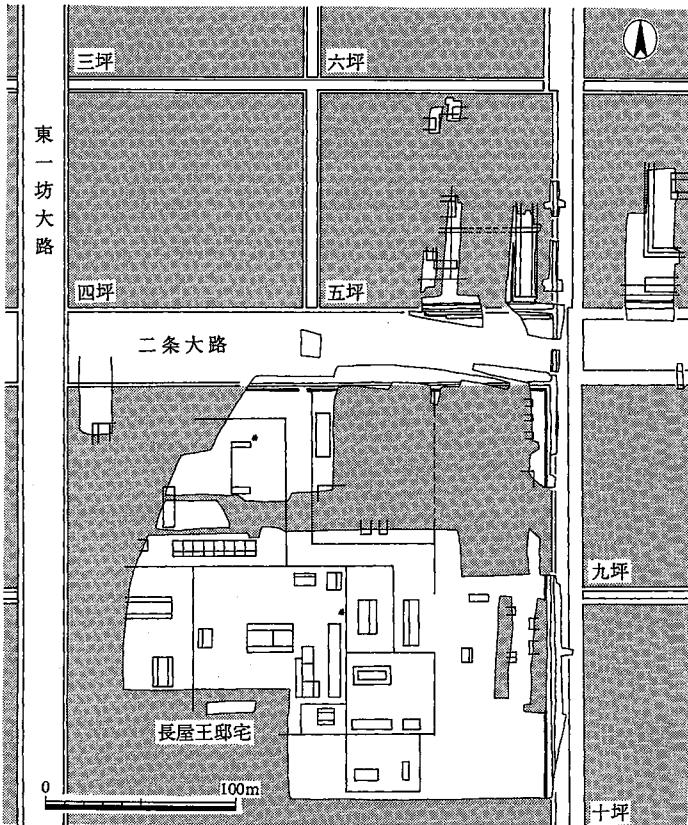


図5 平城京 長屋王邸宅周辺図

<左京三条二坊六坪>

この地の宅地利用については、大きく2時期に分れるようである。奈良時代前半には1坪の中央を北東から流れ込む流路があり、その北西部に官衙的建物が配されていた。流路の下層からは「北宮」関係の木簡が出土し、長屋王妃である吉備内親王の邸宅が当地あるいは流路上流に推測された。この地のすぐ北側には前述したとおり長屋王邸宅の存在が明らかになっており、関連が注目できる。また、奈良時代後半には流路を埋立て池底に石を貼り込んだ優雅な苑池を形成し、その西側には苑池に臨むように大型建物が建てられた。「北宮」と関連づけるには時期的に無理

があるが、曲水宴などを行った公的な施設と推定されている。⁽²⁰⁾ 堀立柱建物のデータは以下の通りである。

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 南庇出 |
|-------------------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| S B 1505(2間×3間) | 0.9m前後 | 0.25m | 2.1m(7尺) | 2.4m(8尺) | |
| S B 1570(5間×2間) | 1.2m前後 | 0.25m | 2.7m(9尺) | 2.7m(9尺) | 2.7m(9尺) |
| S B 1574(5間以上×2間) | 1.0~1.2m | 0.3~0.4m | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | |
| S B 1470(2間×5間) | 0.7~1.0m | 0.15~0.2m | 2.4m(8尺) | 2.4m(8尺) | |

このほか左京三条二坊域では、

推定長屋王邸宅の東に隣接する九坪で、奈良時代後半に大規模な整地を行い中央部に大型堀立柱建物が建てられている。二条大路に北面した重要な地域であり、やはり1町あるいはそれ以上の規模で班給された宅地であったと考えられている。⁽²¹⁾ 十五坪でも奈良時代を通じて1町規模の宅地であったことが判明しており、大型堀立柱建物が整然と配されていることや二彩ないし三彩陶器が出土することから居住者は相当高位であったと推測されている。⁽²²⁾ また、十六坪でも大型堀立柱建物が2棟南北に並

んで検出されている。以下の建物データは、S B05が九坪で検出された南北棟、S B33・34Bが十六坪で検出された2棟の大型建物である。

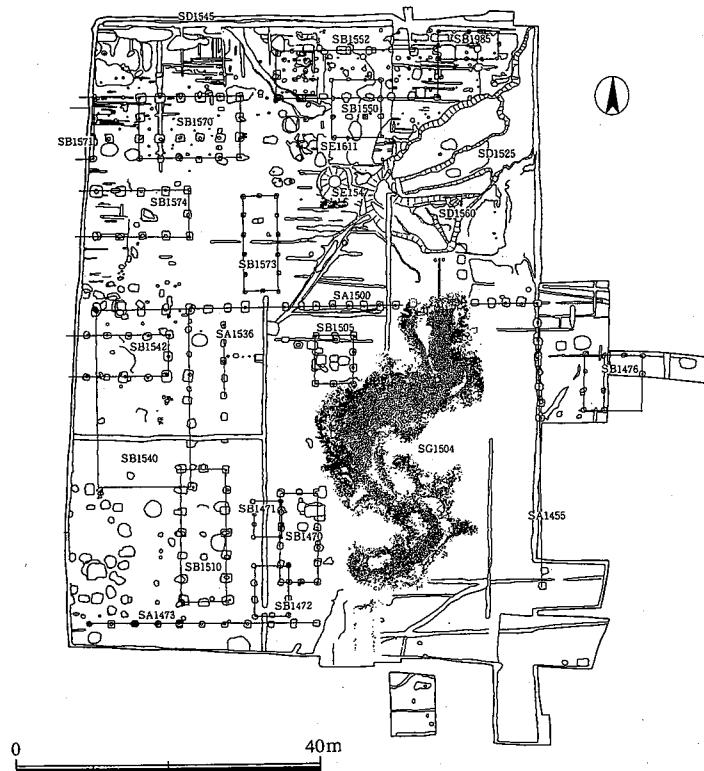


図6 平城京左京三条二坊六坪

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 東庇出 |
|---------------|--------|-------|-----------|----------|-----------|
| SB05(2間×6間以上) | 1.1m前後 | 0.42m | 3.0m(10尺) | 2.4m(8尺) | 4.5m(15尺) |

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 中央4間桁行 | 東西端桁行 | 梁 間 | 南庇出 | 北庇出 |
|--------------|----------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| SB33(6間×2間) | 1.3~1.5m | 0.28~0.32m | 2.7m(9尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | |
| SB33B(6間×2間) | 1.3m | 0.36m | 2.7m(9尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | 3.3m(11尺) |

<左京四条二坊一坪>

この地域では、奈良時代中頃に1町規模以上の宅地が造成されたようである。坪内のほぼ中央に正殿と考えられる大型堀立柱建物が建てられ、堀立柱塙で区切られた南辺にも整然と建物が配されている。居住者としては、左京四条二坊の戸主である市原王が、その候補として挙げられている。⁽²⁴⁾

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 庇 出 |
|-------------------|--------|-----------|------------|-------------|-------------|
| SB2610(2間以上×1間以上) | 1.0m前後 | 0.28m | 3.27m(11尺) | | 3.27m(11尺) |
| SB2580(5間×2間) | 0.8m前後 | 0.27~0.3m | 2.65m(9尺) | 2.85m(9.5尺) | 2.85m(9.5尺) |

<左京四条二坊十五坪>

左京四条二坊の東半分は藤原仲麻呂の田村第に推定されている。十五坪では2次にわたる調査のうち第1次調査区で大規模な2棟の礎石建物を検出しておらず、少なくとも東西二町を占める大規模宅地を想定することが可能である。掘立柱建物は第2次調査区からまとまって検出されており、掘形0.8~0.9mのものが多いが柱の規模は抜き取りなどで明らかでない。以下、柱の規模がある程度推測できる建物を概観してみる。⁽²⁵⁾

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 庇 出 |
|-----------------|--------------------------|-----------|-------------|-------------|-----------|
| SB3035(6間×2間以上) | 北側0.6×0.7m 中央0.8×0.9m | 0.3m | 2.7m(9尺) | 2.5m(8.5尺) | |
| SB3037(2間×4間) | 0.6×0.5m | 0.15m | 1.65m(5.5尺) | 1.95m(6.5尺) | |
| SB3038(2間×5間) | 0.6m | 0.25m | 2.35m(8尺) | 2.35m(8尺) | |
| SB3039(2間×6間) | 0.8×0.7m | 0.2~0.25m | 2.6m(8.5尺) | 2.1m(7尺) | |
| SB3045(4間以上×3間) | 0.8~1.2m | 0.3m | 1.5m(5尺) | 1.7m(5.7尺) | |
| SB3050(7間×1間以上) | 0.9×0.8m | 0.35m | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) |

<右京一条北辺四坊六坪>

称徳天皇御山荘跡の伝承をもつ地域で、大規模建物群が検出された第151~26次調査区の南東には当時の庭園の遺構と考えられる苑池と中島が現存している。今回検出した建物群は、奈良時代後半のB~D期に大型掘立柱建物が営まれており、別業ないし離宮の後殿あるいは脇殿と推測されている。⁽²⁶⁾

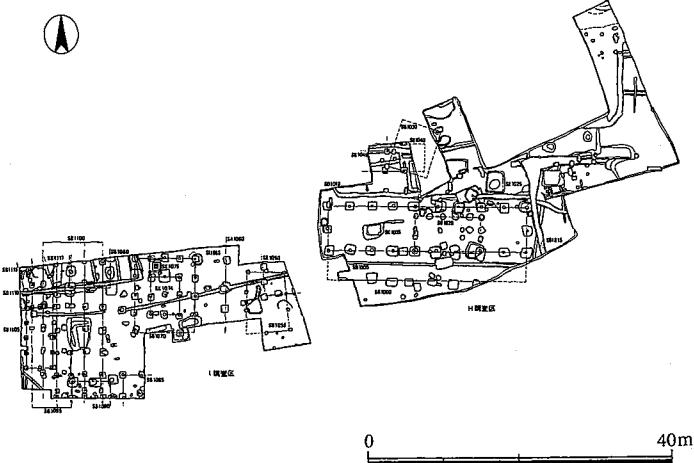


図7 平城京右京一条北辺四坊六坪

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 庇 出 |
|------------------|----------|------|-----------|-------------|--------------------------|
| SB1000(9間×2間) | 1.2m | 0.3m | 3.0m(10尺) | 3.0m(10尺) | 南4.2m(14尺) |
| SB1070(2間×2間) | 0.7m | 0.3m | 2.4m(8尺) | 1.8m(6尺) | 南北2.4m(8尺) 東西1.8m(6尺) |
| SB1080A(2間以上×2間) | 1.2~1.5m | | 2.7m(9尺) | 2.1m(7尺) | |
| SB1090A(1間以上×2間) | 1.2~1.5m | | 2.7m(9尺) | 3.0m(10尺) | |
| SB1090B | 0.6m | 0.2m | | | |
| SB1095(6間以上×2間) | 0.6m | | 3.3m(11尺) | 1.65m(5.5尺) | 東1.8m(6尺) |

以上の宅地のほかに、京内の中・小規模宅地のデータも含めて検出建物の柱・掘形・柱間の相関関係をグラフに表したのが表1である。この表をみて判るように、柱間10尺を越える大型建物は多く検出されているが、それらの中でも柱径が0.4mを越えるものは非常に少ない。ちなみに、平城宮内の掘立柱建物データで同じ表を作成すれば表2のようになる。宮内では柱径が0.3~0.4mの大型建物が大多数を占めており、「西宮寝殿」と推測されている第1次大極殿院地域の正殿遺構は掘形1.5m内外で柱径0.5m、南門東に建てられた東樓遺構は掘形3.5m×2.5m、柱径

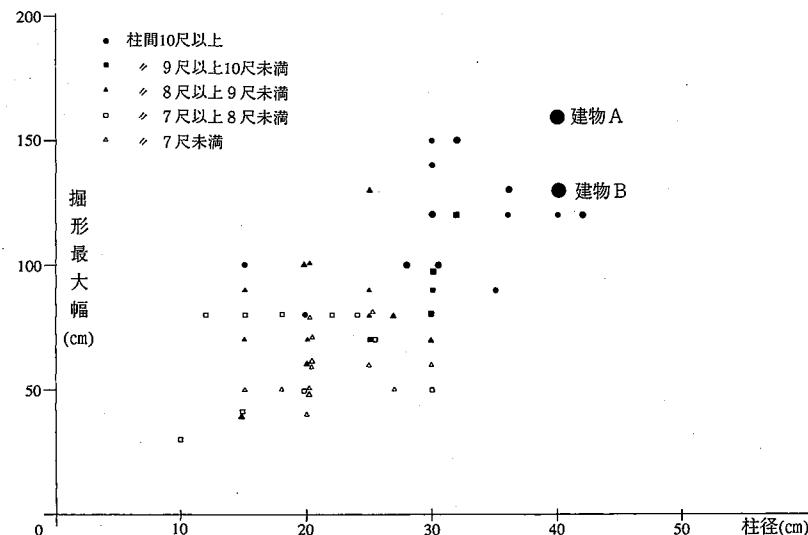


表1 平城京掘立柱建物の柱径と掘形の相関関係

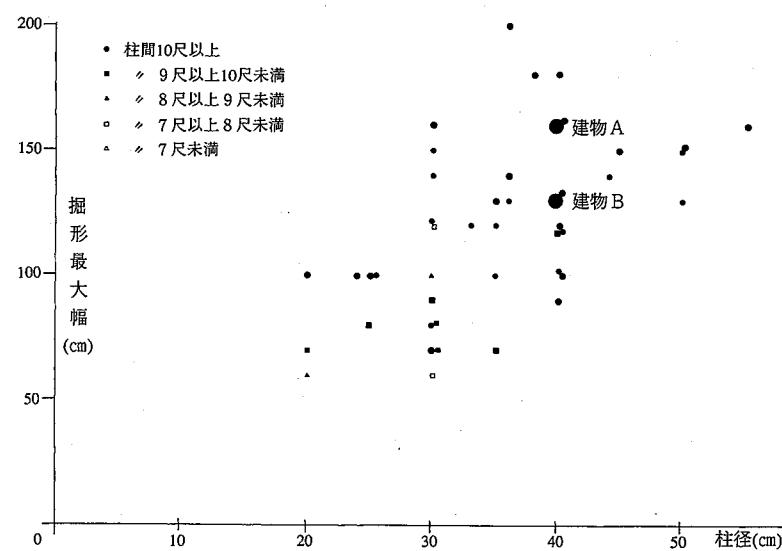


表2 平城宮掘立柱建物の柱径と掘形の相関関係

は0.75mもあった。⁽²⁷⁾宮内建物と京内建物の較差は歴然としており、表示した建物柱の相関関係でもそれが明瞭に現われている。平安京神泉苑東方地区で検出した建物は、これらのデータと比較すればまさに平城宮内建物に匹敵する規模であったことが改めて分かる。

(2) 長岡京の大規模宅地

次に、長岡京での様相を概観してみたい。長岡京でも左京域での調査事例が進んでおり、太政官厨家関係の木簡が出土した左京三条二坊八町や、東院と推定されている左京二条二坊十町など⁽²⁸⁾で大型建物が検出されている。

<左京一条三坊五町>

東三坊坊間西小路の東柵列と側溝とともに、五町の西端域で南北方向の大型建物を2棟検出している。東西棟の正殿を検出建物の東に想定でき、コ字形の建物配置を持つ一町規模の上級貴族の宅地と推定されている。⁽²⁹⁾

<左京二条二坊十町>

十町の北寄りに築地と柵列によって区画された内郭を形成し、大型建物群が町の中軸にあわせて整然と建てられている。検出された建物は南から門・正殿・後殿と考えられ、東西柵列には脇殿が取り付いている。これらの大型建物は一町をほぼ占有しており、付属雑舎を考慮にいれれば一町以上の占地を持つ宅地と想定できる。個別建物の詳細なデータはまだ明らかにされていないが、正殿は身舎が7間（10尺等間）×3間（10尺等間）の東西棟で南北に庇を持つ（庇出15尺）。柱掘形は1.2~1.5mで、柱はすべて抜き取られているが柱痕跡はかなり大きいようである。これらの建物群については、桓武天皇が平安京遷都のための内裏解体時に移御した東院が比定されている。⁽³⁰⁾

<左京三条二坊五町>

五町の北東部において掘り込み基礎地業を伴う掘立柱建物を検出している。東西2間以上（9尺等間）、南北4間以上（8尺等間）の建物で、柱掘形は0.8~1m、柱径は0.4mほどあったと推測できる。建物の北側で検出した東西溝から「大炊」銘墨書土器が出土している⁽³¹⁾

<左京三条二坊八町>

町の中央を東西に流れる幅4mほどの溝（SD1301）から木簡が多量に出土しており、木簡の記載内容から太政官厨家に推定されて

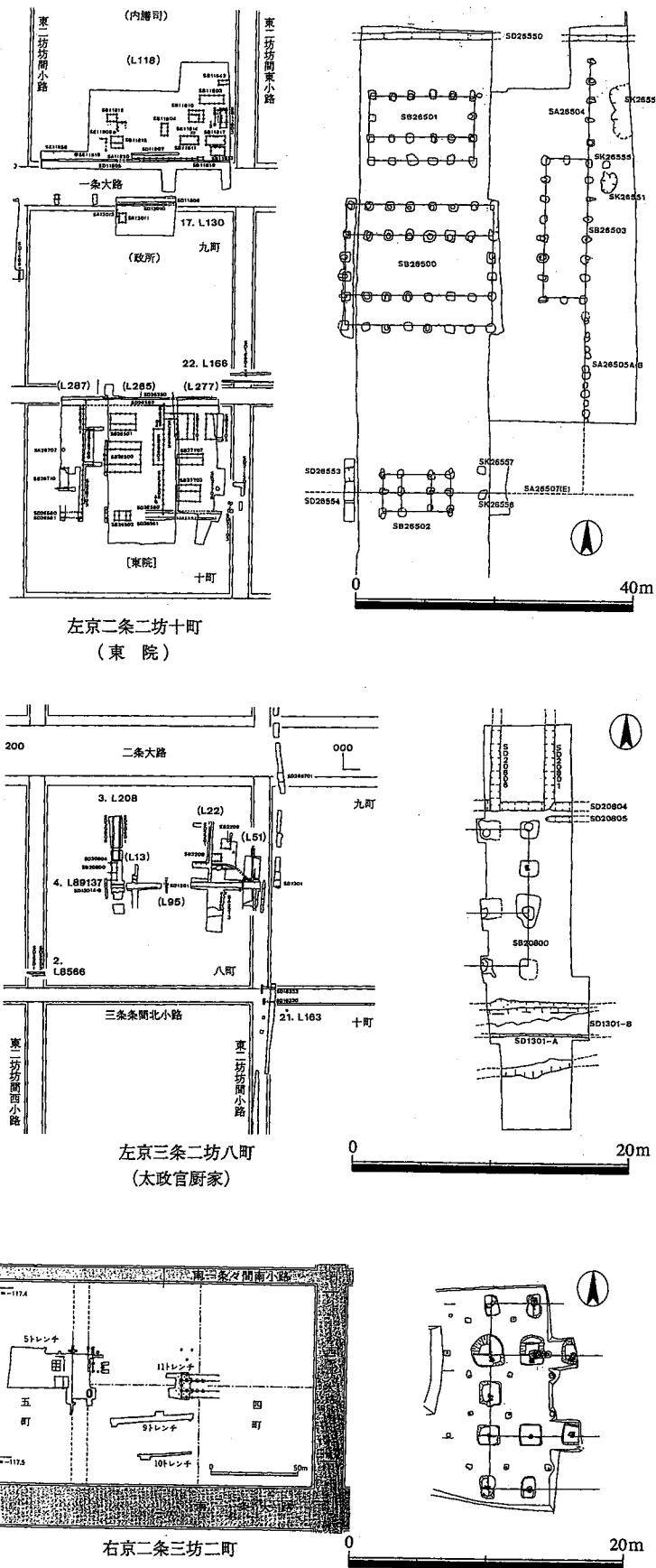


図8 長岡京大型建物

いる。溝の北側では南に庇を持つ大型建物や町内を区画する小溝が検出されており、官衙町における建物配置の一端が知れる。SB 20800は東妻部分を検出したに留まるが、身舎2間以上(10尺等間)×2間(10尺等間)の掘立柱建物で、庇出は13尺である。柱掘形は1~1.5mほどで、大きいものは長辺2.3mもあった。柱は抜き取られており詳細なデータは求められないが、おそらく柱径0.3~0.4mはあったものと考えられる。⁽³²⁾

<右京二条三坊二町>

小規模な発掘調査ながら、二町の中央部で京内屈指の大型掘立柱建物を検出している。建物自体は西妻部分のみであるが、身舎で東西3間以上(10尺等間)×2間(10尺等間)を検出しておらず、南北の庇出は13尺と左京三条二坊八町の大型建物とほぼ同じ規模である。身舎の柱掘形は1.5~2mで、0.4mの柱根が残されていた。大臣クラスの邸宅あるいは官衙施設の正庁と推測されている。⁽³³⁾

このほか左京二条二坊五・六・十一・十二町では、東二坊坊間小路の推定ライン上で大型建物が市道の拡幅工事に伴う調査で検出されている。建物群は東妻をそろえて南北に4棟並べて建てられており、南端の建物は礎石建物であった。北端の掘立柱建物は東西7間分(10尺等間)を検出しているが、柱掘形は1.5~1.8mを測り、掘形の底には礎板を据えて直径0.6mの柱を建てていたという。出土瓦には長岡宮式軒瓦が多いようで、長岡京後期に造営された4町を占める宅地あるいは京内離宮である可能性が高い。⁽³⁴⁾

以上、長岡京域における大型建物の様相を概観してみたが、平城京での分析と同じように中・小規模建物あるいは宮城北方官衙域や南辺官衙域の建物をあわせて表示したのが表3である。柱径0.4mと推測できる建物も掘形は1m以下のものが多く、長岡京でも平安京神泉苑東方地区の建物群と同規模の建物は少ないことがわかる。ただ、東院と推測される左京二条二坊十町をはじめ、左京二条二坊五・六・十一・十二町、左京三条二坊八町、右京二条三坊二町では大型建物が検出されており、これらの地域が宮城南面街区あるいは宮城東西面街区にあたることは注目できる。

山中氏が指摘するように

平安京でもこの地域が重要視されていたことは間違いないであろう。⁽³⁵⁾ただ後に再検討するように、長岡京の大型建物群が長岡京期でも後期に造営されたと考えられる例が多いことは注意しておく必要がある。この問題は次に概観する平安京初期の大規模宅地の性格を考え

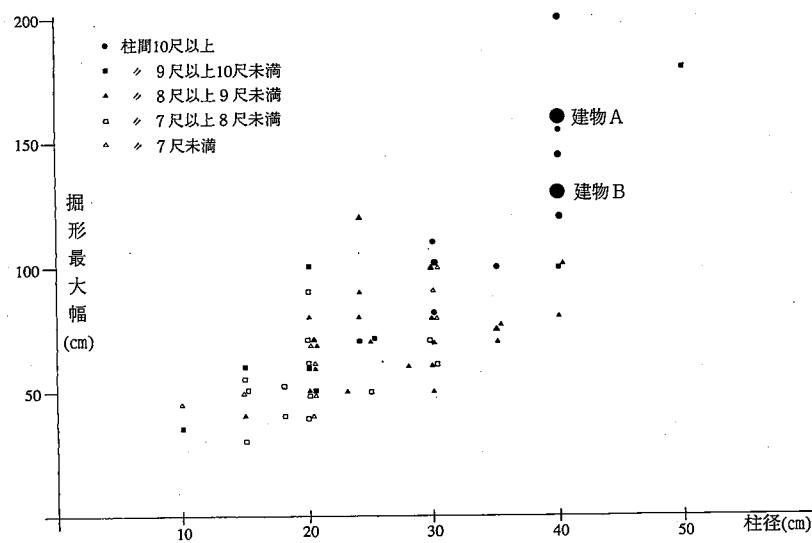


表3 長岡宮・京掘立柱建物の柱径と掘形の相関関係

るうえで非常に重要な問題となる。

(3) 平安京の大規模宅地

神泉苑東方地区の大型建物は平安時代前期でも早い段階で造営されたことが推定できるが、平安京内では同じ時期の大規模邸宅が数例確認されている。最後に、平安京における大規模宅地の様相を概観してみる。

<右京一条三坊九町>

町の北半中央、南北中軸のやや東よりに正殿（SB08—SB09）を置き、後殿（SB119）と東西脇殿（西=SB10・SB07、東=SB12・SB13）を整然と配する。柱抜取穴から多くの瓦が出土しており、軒瓦は洛北瓦窯群で焼成されたI群（86%）・難波宮式のII群（12%）・平城宮式のIII群（2%）に分れる。建物群の廃絶した時期は、並存していた井戸の出土土器から降っても平安京Ⅰ期新段階であろう。報告では桓武天皇の時代を想定し、神王あるいは壹志濃王との関連を述べている。⁽³⁶⁾

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 庇 出 |
|-------------------------|----------|----------|------------|-------------|------------------------------|
| SB08(7間×2間) | 0.9~1.0m | 0.4m | 2.97m(10尺) | 2.97m(10尺) | 南北2.97m(10尺) |
| SB09(7間×2間) 推定礎石建て身舎 | 1.3~1.6m | 0.5~0.6m | 2.97m(10尺) | 2.97m(10尺) | 南北2.97m(10尺) 南孫3.86m(13尺) |
| SB119(7間×2間) | 1.2~1.3m | 0.4m | 2.97m(10尺) | 2.97m(10尺) | |
| SB10(2間×5間) | 1.2~1.8m | 0.4m | 2.97m(10尺) | 2.97m(10尺) | 東2.97m(10尺) |
| SB07(2間×5間) | 1.4~1.6m | 0.4m | 2.97m(10尺) | 2.97m(10尺) | 東2.97m(10尺) |
| SB12(2間×2間以上) | 0.8~1.0m | 0.4m | 2.97m(10尺) | 2.82m(9.5尺) | |
| SB13(2間×2間以上) | 1.1~1.4m | 0.4m | 2.97m(10尺) | 2.82m(9.5尺) | |

<右京三条三坊五町>

町の南東1／4区画に、南に庇を持つ東西棟（SB56）と、その西に身舎北柱列をそろえて東に庇を持つ南北棟（SB55）を検出。SB55は北と南に小規模な縁柱を持っている。SB56の東にも南北棟が推定できコ字形配置を持つと考えられる。建物の抜取り穴から軒瓦25点を含む瓦類が出土し、長岡宮式の寺院系軒瓦が出土している。周辺の調査に比べて軒瓦の出土数が多い。建物群の北側を流れる東西溝（SD57）から土器類がまとまって出土しており、平安京Ⅰ期新段階に比定できる。おそらく、平安京造営時あるいはその直後に邸宅が建てられ、早い段階で廃絶したと考えられる。なお、町北東部でも調査が行われており、同宅地内の関連建物2棟と柵列が検出されている。⁽³⁷⁾

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 庇 出 | 北縁出 | 南縁出 |
|-------------|------|-------|-----------|----------|------------|----------|----------|
| SB56(7間×2間) | 1.2m | 0.4m? | 3.0m(10尺) | 2.4m(8尺) | 南3.6m(12尺) | | |
| SB55(2間×5間) | 1.2m | 0.4m? | 3.0m(10尺) | 2.4m(8尺) | 東3.0m(10尺) | 2.7m(9尺) | 2.4m(8尺) |

<右京四条一坊四町（朱雀院）>

朱雀院は東西2町、南北4町を占めた累代の後院であり、右京四条一坊四町は朱雀院比定地の

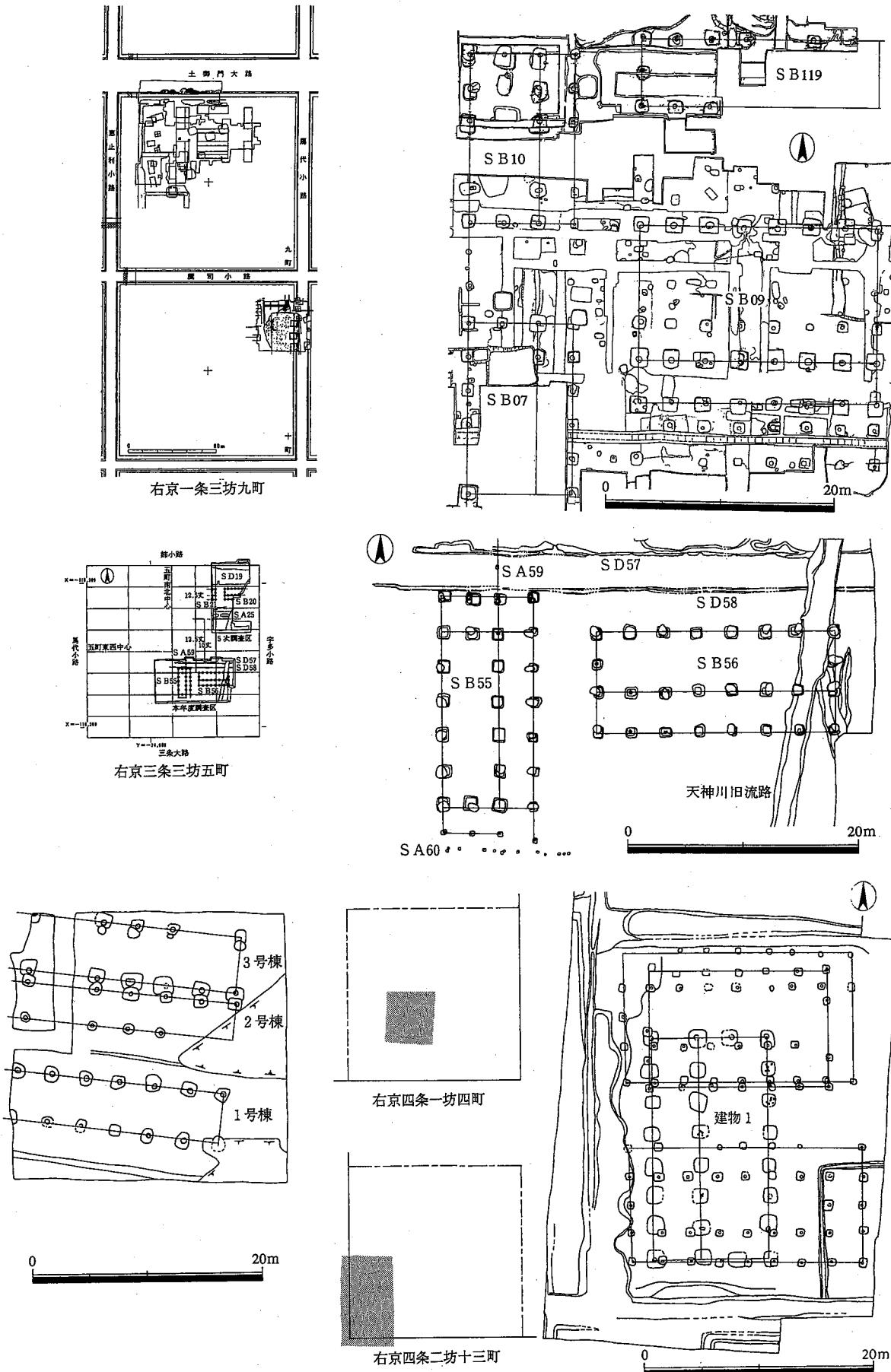


図9 平安京の大型建物

南東隅部にあたる。発掘調査では6間×1間分の大型東西建物を3棟検出している。2号棟については柱径が0.25mと小規模であり、柱の切り合い関係から3号棟より新しいことが分かる。問題は1号棟と3号棟の関係である。これらの建物は南北に東妻をそろえて建てられており、柱規模もほぼ等しい。調査概要では柱列の方位に1°ほどのずれがあることから別棟とし、朱雀院の馬場に付属する厩舎との関連が指摘されている⁽³⁸⁾。ただ、註でもふれられているように1号棟と3号棟を同一建物とする見方もあり意見のわかれるところである。1号棟北柱列と3号棟南柱列の距離は9m離れており、同一建物の身舎とみるならば身舎梁間を10尺等間の3間を推定することも可能である。1号棟南柱穴と3号棟北柱穴が同規模で若干小さくなっている点も、庇柱穴と考えることによって説明ができる同一建物説に有効であろう。この場合、身舎桁行6間以上、梁間3間、南庇出14尺、北庇出が16尺の京内でも最大級の建物に復原できる。平城宮あるいは長岡宮からの搬入瓦が多く認められるようで、3号棟の柱抜取り穴から「旨」銘軒平瓦が出土している。出土遺物は奈良時代末から平安時代初期を下るものではないと報告されており、出土瓦の状況から判断して京内でも早い段階に造営された建物群であると推測できる。以下では3棟の建物としてデータを提示しておく。

| 建 物 | 南柱列掘形 | 北柱列掘形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 |
|------------|----------|----------|-------|-----------|-------------|
| 1号棟(6間×1間) | 1.0~1.4m | 1.2~1.5m | 0.4m | 3.0m(10尺) | 4.2m(14尺) |
| 2号棟(6間×1間) | 0.8~0.9m | 1.0~1.4m | 0.25m | 3.0m(10尺) | 3.2m(10.7尺) |
| 3号棟(6間×1間) | 1.3~1.8m | 1.0~1.3m | 0.4m | 3.0m(10尺) | 4.8m(16尺) |

<右京四条二坊十三町(淳和院)>

淳和院推定地である右京四条二坊十三町において3時期の掘立柱建物を検出。このうち最も古い段階の建物1は、淳和院以前の大型建物として注目できる。東西2間・南北7間の南北棟建物で西に庇を持つ。この調査では多くの搬入瓦が出土しているので、建物1と同時期と推定されている溝からは弘仁年間頃に比定できる土器群が出土しているという。これらの事実は、同建物が平安時代でもかなり早い段階で建てられたことを示唆している⁽³⁹⁾。

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 西庇出 |
|------------|----------|------|-----------|-----------|------------|
| 建物1(2間×7間) | 1.2~1.4m | 0.4m | 3.0m(10尺) | 2.7m?(9尺) | 3.9m?(13尺) |

<右京六条一坊五町>

町の東約3/4を宅地として利用し、南半に主要殿舎を建て、北半を付属雑舎の空間とする。主要殿舎は、四面庇を持つ前殿(建物14)と南北庇を持つ後殿(建物11)、西には前殿と廊でつながる四面庇建物(建物23)、東には後殿から廊でつながる2棟の建物(建物16・建物22)を南北に配する。建物群を整備したときに廃絶した井戸からの土器は、平安京I期新段階のものである。平安前期の一般的な貴族宅地のあり方を良く示しているが、前述してきた大型建物よりは規模的に小さいようである⁽⁴⁰⁾。

| 建 物 | 掘 形 | 柱 径 | 桁 行 | 梁 間 | 庇 出 |
|-------------|-------|-------|----------|-------------|----------------|
| 建物14(5間×2間) | 0.8m | 0.3m | 2.7m(9尺) | 2.85m(9.5尺) | 四面3.6m(12尺) |
| 建物11(8間×2間) | 0.75m | 0.3m | 2.4m(8尺) | 2.55m(8.5尺) | 南北3.3m(11尺) |
| 建物23(2間×5間) | 0.85m | 0.24m | 2.4m(8尺) | 2.4m(8尺) | 四面3.0m(10尺) |
| 建物16(2間×6間) | 0.65m | 0.27m | 2.4m(8尺) | 2.4m(8尺) | 南・西2.85m(9.5尺) |
| 建物22(2間×3間) | 0.75m | 0.3m | 2.4m(8尺) | 2.4m(8尺) | 四面2.55m(8.5尺) |

4. 平安京造営と大規模宅地造営

平安京の大規模建物を伴う宅地は、前章で概観したようにそのほとんどが平安時代でも初期に造営されており、平安京遷都後間もない時期に造営されたことが推測できる。そして、右京六条一坊五町の邸宅跡を除けば、9世紀でも第1四半期には廃絶した状況が窺えよう。右京六条一坊五町の邸宅は前殿と後殿を南北に並べるが、渡廊で繋がれた脇殿は四面庇の南北棟になっており、建物配置の非対称性とともに平安時代に特有な宅地構成である。奈良時代からの伝統的な宅地構成を継承しつつも、9世紀第2四半期にはいわゆる「寝殿造り」への過渡的な宅地が形成されていたことを示している。9世紀第1四半期までに造営された京内の大規模邸宅は、右京六条一坊五町に代表される宅地とは建物構成や建物規模において明確な違いが認められる。⁽⁴¹⁾

ここで、これらの大規模邸宅を考えるうえで参考になるのが長岡京での宅地構成である。長岡京では、左京二条二坊十町で大規模宅地の構成が明らかになるつつある。門・正殿・後殿が中軸をそろえて南北に並び、対称性を保ちながら脇殿を東西に配し院を形成する柵列が脇殿に取り付

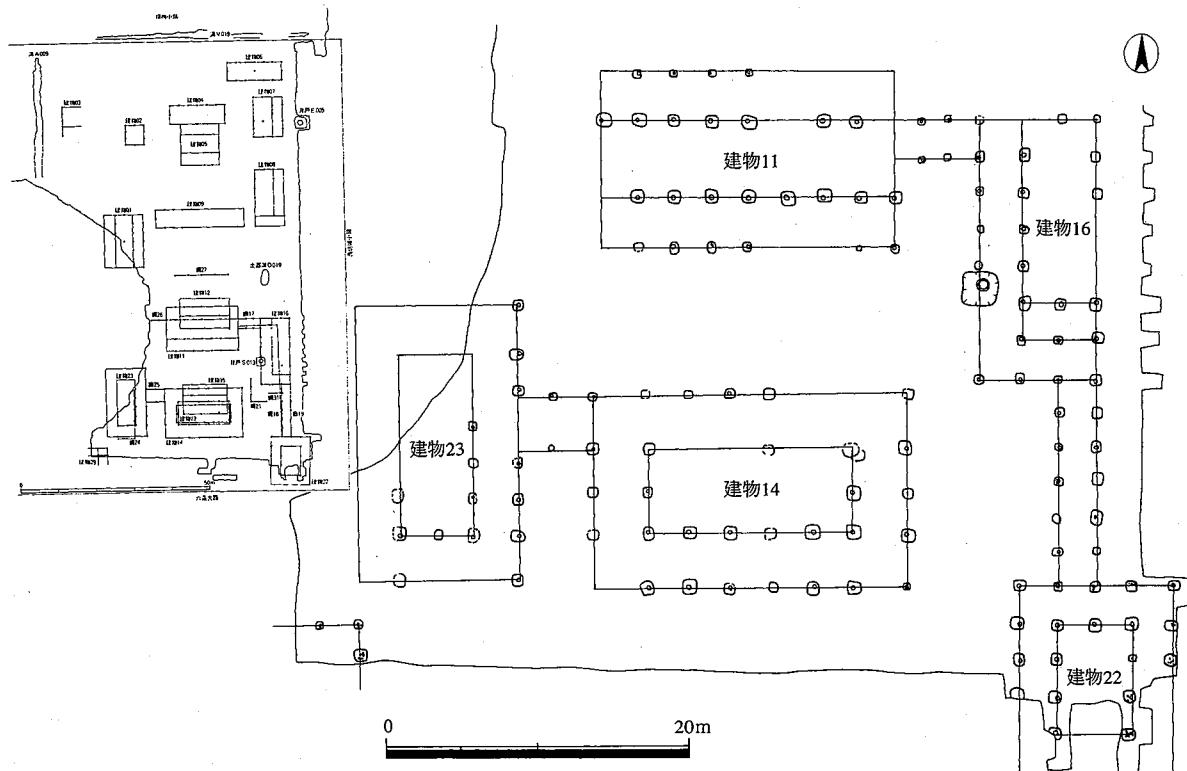


図10 平安京右京六条一坊五町建物配置図

く構成は、平安京右京一条三坊九町でも認められるものである。このような対称的な建物群で構成され柵列などによる内郭構造を持つ宅地は、平城京でも数例確認されており、文献史料に散見する京内離宮との関連が指摘されている⁽⁴²⁾。そして、とくに長岡京期から平安時代初頭では1町宅地を構成する建物が大規模になっていることは注目できよう。今泉隆雄氏は、長岡京では造長岡宮使が京の造営にも大いに関与したことを推測されており、平安京でも『掌中歴』京兆歷に所載された延暦13年の造京式を検討して造宮使が貢奏したものと判断し、造宮使が京の造営にあたったことを裏付けている⁽⁴³⁾。長岡京あるいは平安京での京内大型建物の検出例の多さは、都城を構成する京内の大規模宅地も宮と同時に造宮官司によって造営整備されたことを裏付けるものであろう。

さらに、長岡京造営でも後半段階になって京内離宮が整備されていく傾向を指摘できるのではなかろうか。長岡宮造営に二つの画期を求め、難波宮の解体移築を主体とした前期造営と平城宮の解体移築を主体とした後期造営が想定されているが、東院と推定されている左京二条二坊十町は後期の造営と考えられ、4町を占める京内離宮と目されている左京二条二坊五・六・十一・十二町も長岡宮式軒瓦が多く出土していることから後期造営の可能性が高い。これらの事実は、文献史料から確認できる京内離宮の初出時期からも推測できる。長岡京での京内離宮は延暦4年(785)に鳴院での宴が『続日本紀』にあるが、他院の記載は南院・猪隈院・南園・東院・木蓮子院など延暦11年から延暦13年の遷都直前までが圧倒的である。長岡京では後期造営に際して京内離宮が本格的に整備されはじめたのではなかろうか⁽⁴⁵⁾。

もしも上記の仮説が正しければ、長岡京では後期造営で本格的な京内離宮造営を開始したものも関わらず数年後には平安遷都を迎えることとなり非常に不可解である。長岡京廃都の誘因については、洪水などの天災を被りやすい地理的状況を重視する説や桓武天皇の怨靈恐怖など心理的状況を重視する説、あるいは都市機能の未熟さに求める社会的条件など、今まで先学による様々な考察がなされており意見の一致をみていない。ただ、長岡京造営に二つの画期が求められているように、最近の発掘調査成果の分析から長岡京が造営途中で計画変更がなされた可能性が指摘できる。山中章氏は宮城南面官衙区が宅地用地から官衙用地へ改変されたと捉え、出土軒瓦の分析などから「後期における南面官衙区の造成は、官衙区を単に南へ二町拡大したのではなく、宮城内の前期建物の解体・補修を伴っていた」と考え、「拡大によって移転を余儀なくされた宮城南面大垣の解体により、これに用いられていた軒瓦（おそらく難波宮式を中心とする）が、南面官衙区の後期建物造営に再利用されたことが推測できる」として延暦8年前後に南面官衙が整備され宮城内に取り入れられたことを示唆している⁽⁴⁶⁾。官衙区の造営整備とあわせて宮城南面大垣が移動したのであれば、都城造営計画の大幅な変更と考えざるを得ない。さらに京内離宮が造営され始めたのであるが、このような大幅な変更によって造営の主体者である桓武天皇の目指した本格的な都城が実現不可能になったことは充分考えられよう。平安京は間違いなく長岡京を継承した都城であり、長岡京が廃都となった事情の一端がここに示されているように思う。山中氏の言葉を借りるならば「結果的に10年で廃止された長岡京は、おそらく後期造営の途中で中断し、

必ずしも完成した姿を見せないまま新京へ移された」のである。

平安京は長岡京を造営した桓武天皇が、様々な問題を刷新して造営した新京である。長岡京で実現できなかった宮城あるいは京内施設の新たな造営が開始されたことは想像に難くない。平安京において認められる造営当初の大規模宅地はまさに長岡京を継承した新京造営を示すものといえる。そして、これらの事実を裏付けるように、長岡京後期造営段階で京内離宮への行幸記載が多くみられるのと対応して、桓武朝における平安京造営段階で京内離宮が当初から多く文献史料にみられる。

延暦13年に平安遷都が行われるが、平安京造営段階にあるにも関わらず桓武天皇の離宮行幸の記載が多く見られる。『日本紀略』延暦14年6月条には早くも近東院に行幸した記載がみられる。近東院は長岡京の東院に対する平安京内の「東院」と考えられるが、同年8月段階でも朝堂院が完成していないことを考えれば、この時期に京内離宮が整備されていることは注目できる。近東院を内裏造営時の御在所として遷都前段階で整備された離宮と考えることもできるが、今までの遷都は天皇の御在所としての内裏が整備されてから行われており、同時に京内離宮が存在したこととはいまでの遷都ではなかったことである。

以後、近東院・東院・南院・西嶋院と神泉苑が造営されるまで多くの離宮行幸が行われている。神泉苑への行幸が頻繁に行われるようになっても、梅原院・西八条院・五条院と行幸がみられる。それぞれの場所を考古学的に実証するのは困難であるが、これらの諸院は京内に営まれたと考えられる。とくに南院・西嶋院については、南池あるいは西院との類似性から右京四条二坊十三町で検出された淳和院下層の大型建物との関連も考えねばならない。淳和院には中島が存在したことが考えられており、大正年間まで残っていた「飯ノ山」がその痕跡とされてきた。また、この地が後世「西院」と呼ばれたことも事実である。南池院についても西田直二郎氏の考察以来、淳和院推定地に想定されている。⁽⁴⁷⁾ 神泉苑を含めこれらの苑池は自然地形を利用して造営されたと考えられ、延暦年間にこれらの離宮が整備されたことは想像に難くない。

平城京においては、平城遷都以後に宮を含め院（苑）に天皇が出御あるいは行幸したのは神亀3年（726）3月の南苑での曲水宴までみられない。また、前述したように長岡京においても延暦4年（785）3月に嶋院での曲水宴が行われているが、以後は平安遷都直前の延暦11年まで正史に見られないのである。これらのことから、平安京造営は他の都城とは異なり、京内離宮の整備が併行して行われた特殊性を指摘できるのである。

考古学的に明らかになりつつある平安京の大規模宅地も、桓武天皇の平安京造営に対する新たな計画のもとに当初から造営されたと考えられる。長岡京では造営の遅延によって桓武天皇が意識した政治改革を円滑に進めることができない状態にあり、造営計画の大幅な変更で具体的に目指した都城の整備そのものが暗礁に乗り上げる状態であった。この状態を打破するために平安遷都が行われたのであり、宮の造営と共に造宮使の援助を受けて京内諸施設の本格的な造営が併行して行われたと考えられる。搬入瓦の多く出土する事実も、造宮使の関与を想定することによって理解できよう。政府首班の大規模邸宅は、天皇が行幸することによって離宮ともなり、あるいは

外交使節を接待する場としての公的な空間を持っていたことは明らかである。京内では鴻臚館も平安京造営当初から本格的に整備されたことが出土瓦から推測されている。⁽⁴⁸⁾ 平安京の造営は、宮の造営と共にこれらの離宮・大邸宅を整備することによって本格的な都城の完成を目指したのであり、その一端が平安京内における大規模建物の検出として現われていると考えられるのである。

5.まとめ

以上、神泉苑東方地区で検出された大型掘立柱建物をもとに、平安京内の造営当初の大規模邸宅に焦点をあてて検討してきた。その結果、平安京が長岡京を構成する諸要素を継承しつつも、桓武天皇の目指した本格的な都城として新たに造営されたことを推測した。平安時代初頭に造営された数例の大型掘立柱建物は、このような平安京造営の特殊性を如実に物語っていると考えられる。

『日本後紀』延暦24年（805）12月条によれば、宮都造営や災疫によって百姓が疲弊していることから公卿らが諸負担の軽減を奏議し、藤原朝臣緒嗣と菅野朝臣真道とに天下の徳政について相論させている。その結果、緒嗣の「方今天下所苦。軍事與造作也。停此兩事。百姓安之。」という意見が取り入れられ造宮職は廃止された。当時、宮都造宮は一段落していたといえども、ここに造宮事業の新たな計画変更がみてとれよう。そして、平安京造営を主導してきた桓武天皇は翌年3月に崩御する。

いまで検討を加えてきた京内の大規模建物も、出土遺物の検討から9世紀の極めて早い段階に廃絶している。文献史料に認められる桓武朝の京内離宮も、神泉苑以外は大同年間以降「東院」がみられるだけで他は二度と正史に現われない。つまり、平安京造営当初の大規模宅地や京内離宮は、桓武天皇の崩御とともに軌を一にして廃絶していく傾向が窺えるのである。しかし、この事実をして短絡的に都城の衰退を想定することはできない。逆に桓武天皇の新たに目指した都城は、嵯峨天皇の時代以降になってはじめて安定した都城に熟成するのであり、その段階で成立するのが右京六条一坊にみられるような主要殿舎を渡廊でつなぐ住宅型式と考えられるのである。また、桓武朝の内裏も、おそらく平城宮やこの時期の大邸宅と類似した構造であり、我々が宮城図などで認知している建物群を渡廊によって有機的につなげる内裏の構造もこの熟成段階で成立していったのであろう。そして、嵯峨朝以降には冷泉院や南池（淳和院）、朱雀院などの京内離宮（後院）が成立し、諸司厨町も本格的に整備されていったと推測できるのである。

なお、この小論は1993年3月8日に開催された都城制研究会の席上で発表した内容にもとづいている。席上では岩本二郎氏・植木久氏・積山洋氏・山中章氏をはじめとする、多くの方々からご教示いただいた。文末ながらここに感謝の意を表する次第である。

註

- (1) 岸 俊男「飛鳥と方格地割」『史林』第53巻第4号 1970年
- (2) 狩野 久「律令国家と都市」『大系日本国家史』第1巻古代 東京大学出版会 1975年

- (3) 黒崎 直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都市と国家』 塙書房 1984年
本中 真「宅地利用の実際」『季刊考古学』第22号古代の都城—飛鳥から平安京まで 雄山閣出版
1988年
山岸常人「宅地と住宅」同上
- (4) a、山中 章「長岡京から平安京へ—都城造営にみる律令体制の変質」『新版古代の日本』 第6巻
近畿II 角川書店 1991年
b、山中 章「古代条坊制論」『考古学研究』第38巻第4号 1992年
- (5) これらの調査成果については、平成4年9月に行われた（財）京都市埋蔵文化財研究所主催の文化財講演会で一部発表されている。
小森俊寛「神泉苑の調査成果」『平安京神泉苑発掘調査成果報告』 （財）京都市埋蔵文化財研究所
1992年
- (6) 平尾政幸「平安時代前期の土器」『平安京右京三条三坊』 （財）京都市埋蔵文化財研究所 1990年
- (7) 坂東善平氏が木工町推定地で採集した緑釉軒丸瓦で、収蔵品目録の拓影図番号129の資料が該当する。
『坂東善平収蔵品目録』 （財）京都市埋蔵文化財研究所 1980年
- (8) 毛利光俊彦「平城宮・京出土軒瓦編年の再検討」『平城宮発掘調査報告 XIII』 奈良国立文化財研究所
1991年
- (9) 佐川正敏「屋瓦」『平城宮発掘調査報告 XIV 第二次大極殿院の調査』 奈良国立文化財研究所 1993年
- (10) 『奈良国立文化財研究所年報1968』 奈良国立文化財研究所 1969年。
高瀬要一「平城宮と京の庭園遺跡における園池と建物」『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』
奈良国立文化財研究所 1984年
- (11) 山中 章「初期平安京の造営と構造」『古代文化』第46巻第1号 1994年
- (12) 堀 裕「長岡京造営組織と左京三条二坊一・八・九町」『長岡京木簡二 解説』 （財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 1993年
- (13) 村井康彦「官衙町の形成と変質」『古代国家解体過程の研究』 岩波書店 1965年
- (14) 以下の記述は看見に及ぶ範囲の資料に基づいているが、報告書類では推定柱径を記載されていないものもあり、実際には柱径が40cmを越える大型建物の京内での検出例はもう少し増えるかもしれない。なお、現存古建築で確認できるように、実際には同一建物でも柱径はまちまちとなっている。平城宮の発掘調査例でも同一建物で検出された遺存柱根の測定値はばらつきが多い。しかし、微妙な誤差を除けば丸太材を柱として利用する段階で柱径を統一したことは間違いない、柱径の測定値はある程度建物の規模を反映していると考えられる。
- (15) 『平城宮発掘調査報告VI 平城京左京一条三坊の調査』 奈良国立文化財研究所 1974年
- (16) 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』 吉川弘文館 1991年
- (17) 小沢 肇「東院南方遺跡の調査」『1991年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 奈良国立文化財研究所 1992年
- (18) 『平城京左京二条二坊十二坪 奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告』 奈良市教育委員会
1984年
- (19) 註(16)と同じ
- (20) 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』 奈良国立文化財研究所 1986年

- (21) 『昭和54年度奈良市埋蔵文化財調査報告書』 奈良市教育委員会 1980年
- (22) 『平城京左京三条二坊』 奈良国立文化財研究所 1975年
- (23) 『平成3年度奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』 奈良市教育委員会 1992年。なお、建物の詳細なデータについては調査を担当された宮崎正裕氏よりご教示いただいた。
- (24) 『平城京左京四条二坊一坪発掘調査報告』 奈良県教育委員会 1984年
- (25) 『平城京左京四条二坊十五坪発掘報告－藤原仲麻呂田村第推定地の調査』 奈良国立文化財研究所 1985年
- (26) 『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』 奈良国立文化財研究所 1984年
- (27) 『平城宮発掘調査報告 XI 第1次大極殿地域の調査』 奈良国立文化財研究所 1982年
- (28) なお、近年条坊道路遺構の検出例が増えており、これらの発掘調査事例の再検討から山中章氏によつて長岡京の条坊についての修正案が提示されている（註4 b論文）。混乱を避けるために、以下の長岡京条坊の呼称は修正案にしたがうものであることを明記しておく。
- (29) 『向日市埋蔵文化財調査報告書』第30集 （財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 1990年
- (30) 『長岡京跡左京第265次調査－左京南一条二坊十二町・石田遺跡・鶏冠井遺跡－中間現地説明会資料』
（財）向日市埋蔵文化財センター 1991年
- (31) 『向日市埋蔵文化財調査報告書』第28集 （財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 1990年
- (32) 註(31)と同じ
- (33) 『長岡京市史』資料編1 長岡京市役所 1991年
- (34) 1993年4月21日付で発表された新聞記事による。
- (35) 註4 bおよび註11と同じ
- (36) 『埋蔵文化財発掘調査概報』1980-3 京都府教育委員会 1980年
『埋蔵文化財発掘調査概報』1981-1 京都府教育委員会 1981年
- (37) 『昭和63年度京都市埋蔵文化財調査概要』 （財）京都市埋蔵文化財研究所 1993年
- (38) 永田信一「朱雀院跡発掘調査概要」『平安京研究』第1号 1974年
田辺昭三「朱雀院跡発掘調査の成果について」同上
- (39) 『平安京右京四条二坊13町淳和院跡現地説明会資料』 関西文化財調査会 1993年
- (40) 『平安京右京六条一坊－平安時代前期邸宅跡の調査－』 （財）京都市埋蔵文化財研究所 1992年
- (41) 右京六条一坊五町の宅地は3／4町の宅地であり、主に四条以北に建てられたと考えられる1町規模の宅地とは、居住者の地位も違い建物規模にも格差があったことは当然考えられることである。しかし、当地が朱雀大路と皇嘉門大路に挟まれた坊城地であることや、宅地外と考えられている西1／4町が同時期に宅地として利用された状況が窺えないことから、私は1町規模の宅地とさほど違いなく上級貴族の宅地だったのではないかと考えている。ここでは以上の理由から、右京六条一坊五町の宅地は当時一般に建てられていた上級貴族邸宅を代表する形式であったと捉えている。
- (42) 山中 章「古代都城の内郭構造をもつ宅地利用」『長岡京古文化論叢Ⅱ』 三星出版 1992年
- (43) 今泉隆雄「8世紀造宮官司考」『文化財論叢』 同朋社出版 1983年
今泉隆雄「平安京の造京式」『長岡京古文化論叢Ⅱ』 三星出版 1992年
- (44) 清水みき「長岡京造営論」『ヒストリア』第110号 1986年
- (45) このほか、太政官厨家関係の東西溝S D1301下層から「山桃院」の造営に関係する木簡が出土している。「山桃院」については平城宮揚梅宮との関係が推定されており、下層からは「延暦六年七月三日」

網 伸也

の記載をもつ木簡が出土していることから、「山桃院」の造営は前期造営段階に行われていた可能性がある。

『長岡京木簡一 解説』 向日市教育委員会 1984年

(46) 山中 章「長岡宮城南面と北辺の造営」『条里制研究』第8号 1992年

(47) 西田直二郎「淳和院舊蹟」『京都府史蹟勝地調査会報告』第8冊 京都府 1927年

(48) 鈴木久男「平安京右京七条一坊の軒瓦について」『長岡京古瓦聚成』 向日市教育委員会 1987年